

【資料2】検討対象とする手数料一覧

No.	所管部	名 称	根拠	検討 対象	対象外と する理由 ※	備考
1	市民	住民票、戸籍の附票等の写しの交付	あきる野市手数料条例	○		
2	市民	住民基本台帳の閲覧	あきる野市手数料条例	○		
3	市民	身分に関する証明	あきる野市手数料条例	○		
4	市民	埋火葬に関する証明	あきる野市手数料条例	○		
5	市民	印鑑に関する証明	あきる野市手数料条例	○		
6	市民	印鑑登録証の再交付	あきる野市手数料条例	○		
7	市民	土地又は家屋に関する証明	あきる野市手数料条例	○		
8	市民	市税その他諸収入金に関する証明	あきる野市手数料条例	○		
9	市民	固定資産(土地・家屋)名寄帳兼課税(補充)台帳又は公図の写しの交付	あきる野市手数料条例	○		
10	市民	固定資産(土地・家屋)名寄帳兼課税(補充)台帳又は公図の閲覧	あきる野市手数料条例	○		
11	健康福祉	犬の登録	あきる野市手数料条例	○		狂犬病予防法に伴う手数料は、以前は「地方公共団体手数料令」(地方公共団体の手数料の標準に関する政令の前のもの)で標準が定められていた。現在は市町村の裁量で決定できる状況であるため(札幌市が変更済)、検討対象とする。
12	健康福祉	狂犬病予防注射済票の交付	あきる野市手数料条例	○		
13	健康福祉	犬の鑑札の再交付	あきる野市手数料条例	○		
14	健康福祉	狂犬病予防注射済票の再交付	あきる野市手数料条例	○		
15	市民	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	あきる野市手数料条例	×	(1)	地方公共団体の手数料の標準に関する政令
16	市民	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	あきる野市手数料条例	×	(1)	地方公共団体の手数料の標準に関する政令
17	市民	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付	あきる野市手数料条例	×	(1)	地方公共団体の手数料の標準に関する政令
18	市民	除籍電子証明書提供用識別符号の発行	あきる野市手数料条例	×	(1)	地方公共団体の手数料の標準に関する政令
19	市民	戸籍に記載した事項に関する証明	あきる野市手数料条例	×	(1)	地方公共団体の手数料の標準に関する政令
20	市民	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	あきる野市手数料条例	×	(1)	地方公共団体の手数料の標準に関する政令
21	市民	戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書の交付、戸籍の届書その他受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届出等情報の内容の証明書の交付	あきる野市手数料条例	×	(1)	地方公共団体の手数料の標準に関する政令
22	市民	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁若しくは認知の届出の受理の証明書の交付又は届出等情報の内容の証明書の交付	あきる野市手数料条例	×	(1)	地方公共団体の手数料の標準に関する政令
23	市民	戸籍の届書その他受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧	あきる野市手数料条例	×	(1)	地方公共団体の手数料の標準に関する政令

【資料2】検討対象とする手数料一覧

No.	所管部	名 称	根拠	検討 対象	対象外と する理由 ※	備考
24	都市整備	市が管理する道路、水路等の境界に関する証明	あきる野市手数料条例	○		土地又は家屋に関する証明に係る手数料＋固定資産(土地・家屋)名寄帳兼課税(補充)台帳又は公図の写しの交付に係る手数料と連動する。
25	都市整備	市が管理する道路、水路等の境界図の写しの交付	あきる野市手数料条例	○		固定資産(土地・家屋)名寄帳兼課税(補充)台帳又は公図の写しの交付に係る手数料と連動する。
26	都市整備	市道(幅員等)に関する証明	あきる野市手数料条例	○		土地又は家屋に関する証明に係る手数料と連動する。
27	市民	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく自動車の臨時運行の許可	あきる野市手数料条例	×	(1)	地方公共団体の手数料の標準に関する政令
28	市民	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく優良宅地造成の認定	あきる野市手数料条例	×	(1)	東京都都市整備局関係手数料条例に準じている。
29	市民	租税特別措置法に基づく優良住宅新築の認定	あきる野市手数料条例	×	(1)	東京都都市整備局関係手数料条例に準じている。
30	市民	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)に基づく住宅用家屋の証明	あきる野市手数料条例	×	(1)	東京都都市整備局関係手数料条例に準じている。
31	都市整備	東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)に基づく屋外広告物の表示又は掲出の許可	あきる野市手数料条例	×	(1)	東京都屋外広告物条例に基づくもの。
32	環境農林	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)に基づく工場の認可	あきる野市手数料条例	×	(1)	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づくもの。
33	環境農林	農地法(昭和27年法律第229号)に基づく農地台帳の閲覧	あきる野市手数料条例	×	(2)	平成27年の農地法改正等に伴い、西多摩地域の市町村で協議のうえ、登記事項証明書の発行手数料に合わせた金額を設定
34	環境農林	農地法に基づく農地台帳記録事項要約書の交付	あきる野市手数料条例	×	(2)	
35	環境農林	森林法(昭和26年法律第249号)又は森林法施行令(昭和26年政令第276号)に基づく林地台帳に記載された事項の閲覧又は交付	あきる野市手数料条例	×	(2)	東京都が構築した森林クラウドシステムに参加している、八王子市、青梅市、日の出町、奥多摩町、檜原村と同金額を設定している。
36	環境農林	森林法に基づく森林の土地に関する地図の閲覧又は交付	あきる野市手数料条例	×	(2)	
37	総務	行政不服審査法(平成26年法律第68号)(他の法令において準用する場合を含む。)に基づく書面又は書類の写しの交付	あきる野市手数料条例	×	(2)	実費相当分、他市との均衡を配慮し、10円(白黒)と30円(カラー)を設定している。担当課から、積算の根拠等の資料を提供してもらった。
38	－	その他の証明	あきる野市手数料条例	×	(2)	
39	環境農林	家庭ごみ処理、事業所ごみ処理、粗大ごみ処理	あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	×	(2)	審議会あり
40	環境農林	し尿処理	あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	×	(2)	審議会あり
41	環境農林	動物死体	あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	×	(2)	審議会あり
42	環境農林	一般廃棄物収集運搬業許可申請	あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	○		
43	都市整備	浄化槽清掃業許可申請	あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	○		
44	健康福祉	犬・ねこ等公示	市町村における犬、猫の公示事務に係る事務費交付金取扱要領	×	(1)	市町村における犬、猫の公示事務に係る事務費交付金取扱要領
45	都市整備部	指定下水道工事店の指定の申請等	あきる野市下水道条例	×	(2)	(公財)下水道協会からの指導により、これらの手数料を定めた経緯があり、26市で共通の手数料の設定となっている。

- ※ (1)法令等により基準が設定されているもの(道路占用料等)
(2)周辺自治体との協定や広域的な連携、周辺の民間施設との均衡保持、政策的な判断などに基づき設定されているもの(秋川溪谷瀬音の湯の入浴料等)
(3)公共性とともに経済性を発揮しながら運営する必要があるため、独自の基準により設定されているもの(下水道料金、駐車場料金)
(4)固定資産の評価額から算出されるもの(行政財産使用料等)